

吉田町太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン
(案)

令和元年〇月
静岡県榛原郡吉田町

はじめに

国は平成24年7月1日に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号、以下「FIT法」という。)」を施行し、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートした。このことを契機に、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの発電設備の導入が大きく進むこととなり、静岡県においても全国屈指の日照環境に恵まれている地域であることから太陽光発電設備の導入量は平成21年度と平成28年度末を比較すると1.5倍程度の増と大きく増加した。

また、静岡県は平成28年度末に「ふじのくにエネルギー総合戦略」を策定し、この中で太陽光発電を“新エネルギー導入拡大の原動力として引き続き導入の拡大を図る”ものとし、令和2年度末で200万kWの導入を目標としており、本町においても、屋上設置型の住宅用太陽光発電設備について補助金を交付するなどして、再生可能エネルギーによる発電設備の導入を推進してきた。

しかし、近年、急速に導入が進んだ結果、景観、環境、防災等の観点から事業者と地域住民との間で苦情やトラブルが発生する事例も散見するようになり、その対策が急務となっている。

このようなことから、本町では、太陽光発電設備の設置に当たり、事業者による計画・立案の段階から町及び地域住民に情報が共有され、設計・施工、運営(維持管理)、撤去・処分の各段階において地域との調和を図り、もって、安心して安全、快適な住環境を確保するため、事業者の遵守事項等を示したガイドラインを策定するものとする。

なお、本町においては、町域のほとんどが平坦部となっており、また、面積20.73km²とコンパクトな町であるため、まちづくりの方針として、敷地面積1,000m²以上の野立ての太陽光発電設備の設置は抑制しつつ、その他の方法による住民及び地域環境との調和を図ることが可能な再生可能エネルギーによる発電設備の導入は推進していくものとするので留意されたい。

1 策定の目的

本ガイドラインは、太陽光発電設備の計画・立案段階から撤去・処分までの手続きや町内において太陽光発電設備を設置しようとしている者(以下「事業者」という。)が遵守すべき事項等を明示することにより、事業者に、本町や地域住民の理解を得つつ、設備を適正に設置・管理することにより、太陽光発電事業(以下「事業」という。)を地域との調和が図られたものとして適切に実施させることを目的とする。

2 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、事業者による太陽光発電設備の設置に当たり、経済産業省資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」の内容を本町の地域の特性に合わせたものとなるよう補完するものである。

よって、本ガイドラインは「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」の趣旨、目的等に合致するものであり、本ガイドラインに対する違反事項が判明した場合には、町は経済産業省へ情報提供を行うものとする。

3 用語の定義

本ガイドライン中において、次の表に掲げる用語の意義は、当該表中に定めるところによる。

項目	内容
事業用太陽光発電設備	太陽光を電気に変換するための設備(太陽光パネル等)及びその付属設備(変圧器、蓄電設備、送電線等)であり、FIT法に基づき、事業計画の認定申請又は設備の認定申請を行った施設(住宅に設置された太陽光発電設備で、余剰電力を売電するものを含む。)
事業者	太陽光発電設備を設置しようとしている者
出力	太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値
建築物	建築基準法第2条第1項に規定する建築物
電技省令	電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)
電技解釈	電気設備の技術基準の解釈。電技省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容を可能な限り具体的に示したもの
保安規程	事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第42条及び電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第50条の規定に基づき太陽光発電事業者自らが作成する保守のための規程

4 本ガイドラインの対象設備

本ガイドラインの対象設備は、町内において設置される下表の太陽光発電設備とする。ただし、次の区分に応じて適用範囲が異なる。

区分	適用範囲
個人又は法人が、自宅又は自社の敷地内に専ら自家消費を目的として設置する敷地面積1,000㎡未満の太陽光発電設備（一部でも売電をするものを除く、建築物へ設置するものを除く。）	本ガイドラインに定める本町への届出手続き部分を除いて適用する。
敷地面積1,000㎡未満の事業用太陽光発電設備（建築物へ設置するものを除く。）	本ガイドラインに定める本町への届出手続き部分を除いて適用する。
敷地面積1,000㎡以上の太陽光発電設備（建築物へ設置するものを除く。）	本ガイドラインの全部を適用する。

※ 敷地面積の算定方法

同一事業者（社会通念上同一の起業者と認められるものを含む。）が既に施行した事業に連続して事業を行う場合は、その全ての事業における敷地面積を足して算定する。この場合において、それぞれの太陽光発電設備の設置時期は問わないものとする。

6 計画・立案

(1) エリア設定

太陽光発電設備の計画に当たっては、法的な規制の有無や採算性だけでなく、防災、景観、環境等の観点も含めて検討する必要がある。

本ガイドラインでは、その地域の特性や太陽光発電の現状を踏まえた上で、「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」を明示する。

仮にこれらエリアにおいて事業を計画・立案する場合においては、立地場所の変更も含め入念な検討を行うこと。特に法令等により規制されている場所に関しては、まずは制度上の手続きを確実に完了させる見込みとした上で、地域住民、関係機関へ説明を行うことで、立地に対する意向、問題点等の把握及び解決に努めなければならないものとする。それらが完了した後に制度上の手続きを行うこと。

① 立地を避けるべきエリア

区域名	根拠法令	概要（理由等）
自然公園区域	自然公園法 静岡県立自然公園 条例	自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その中で自然に親しみ、生物多様性の確保に寄与することを目的に指定された公園である。太陽光発電設備は、自然環境や景観への影響が大きいことから、立地を避けるべきエリアである。
自然環境保全地域	自然環境保全部 静岡県自然環境保 全条例	自然環境保全地域は、優れた自然環境を有している地域を保全するとともに、生物多様性の確保等を推進し、将来に亘りこれを継承するために指定した地域であり、工作物の設置や木竹の伐採等、自然環境の保全に影響がある行為は規制されている。
鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区は、野生生物の保護・管理を目的に指定しており、うち、特別保護地区は特に鳥獣保護を図る必要がある区域として指定している。特別保護地区では、工作物の設置や木竹の伐採等、鳥獣保護に影響がある行為は規制されている。
廃棄物最終処分場（搬入が終	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	太陽光発電設備を設置することにより、廃棄物最終処分場の適切な維持管理

了している場合でも、廃止手続が完了していない処分場を含む)		に支障をきたすおそれがあることから、立地を避けるべきエリアである。
廃棄物の不法投棄地	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	太陽光発電設備を設置することにより、原因者による不法投棄地の原状回復に支障をきたすおそれがあることから、立地を避けるべきエリアである。
土壌汚染対策法に基づく要措置区域	土壌汚染対策法	要措置区域は土壌汚染により健康被害が生じ、又は生ずるおそれがある土地であるため、土地の形質の変更が原則として禁止されている。
農用地区域 甲種農地又は採草放牧地 第1種農地又は採草放牧地	農業振興地域の整備に関する法律、農地法	農用地区域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画により、農業上の利用を確保すべき土地として設定されている区域である。今後も優良な農地として利用を図るべきであるため、太陽光発電設備の設置を避けるべきエリア。 また、農用地区域以外であっても、10ha以上の規模の一団の農地や農業公共投資の対象となった農地は、農地法の第1種農地等に該当し、良好な営農条件を備え、農地としての利用が優先される土地であることから、太陽光発電設備の設置を避けるべきエリア。
保安林	森林法	保安林は、水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が制限されている。
①河川区域 ②河川保全区域 ③河川予定地	河川法	出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがある。 ①1号地：河川の流水が継続して存する土地 2号地：河川管理施設の敷地である土

		<p>地</p> <p>3号地：1号地と一体管理されるべき区域</p> <p>② 河川や河川管理施設を保全するために必要な最小限度の土地</p> <p>③ 河川工事により、新たに河川区域内の土地となるべき土地</p>
<p>① 海岸保全区域</p> <p>② 一般公共海岸区域</p>	海岸法	<p>太陽光発電設備の設置により、公衆の自由使用を妨げ、海岸保全施設を損傷させるおそれがある。</p> <p>① 海岸地盤の変動被害から海岸を防護するため海岸保全施設等の管理が必要な区域</p> <p>② 自然公物として公衆の自由使用に供される公共海岸のうち①を除いた区域</p>
特別緑地保全地区	都市緑地法	<p>歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図る区域であり、都市の良好な自然的環境となる緑地を現状保全するため、立木の伐採や土地の形質変更等が規制されている。</p>
指定等文化財区域	文化財保護法 静岡県文化財保護条例 各市町文化財保護条例	<p>文化財は、一度失ってしまえば二度とよみがえることのない、国民共有のかけがえのない財産である。法令に基づき指定等されている文化財は保護を原則としており、指定文化財等が存在するエリアは立地を避けるべきである。</p>

② 慎重な検討が必要なエリア

区域名	根拠法令	概要（理由等）
産業廃棄物最終処分場跡地（最終処分場の廃止手続が完了した区域）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあることから、慎重な検討が必要である。
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域	土壌汚染対策法	汚染土壌が存在するため、土地の形質を変更する場合、汚染土壌又は特定有害物質が拡散しないよう、土地の形質の変更の施行方法について慎重な検討を要する。
地域森林計画対象民有林	森林法	<p>地域森林計画対象民有林は、森林法に基づく地域森林計画の対象として、県が森林の整備・保全の目標を定め、森林所有者等が計画的に森林の育成や管理に努めるべき森林である。</p> <p>林地の開発や立木の伐採を行う場合は、森林法に基づく手続が必要。</p> <p>また、森林整備等を補助事業により実施した区域では、一定期間、林地の転用や立木の伐採が制限されている。</p>
砂防指定地	砂防法	治水上砂防の為、砂防設備の設置を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
地すべり防止区域	地すべり等防止法	地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	崩壊のおそれのある急傾斜地（30度以上）で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財

		産・生命等を脅かすリスクが高い。
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
洪水浸水想定区域	水防法	水防法第14条に基づき、洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知および周知する河川（水位周知河川）において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、事業用太陽光発電設備の設置には、検討が必要である。
津波浸水想定区域及びこれに類する区域等	津波防災地域づくりに関する法律ほか	津波防災地域づくりに関する法律第8条に基づく津波浸水想定区域等津波により浸水が想定される区域では、津波浸水に伴う火災や感電事故及び津波漂流物による被害を避けるため、事業用太陽光発電設備の設置には、検討が必要である。
津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律	津波防災地域づくりに関する法律第53条に基づく津波災害警戒区域では、津波浸水に伴う火災や感電事故及び津波漂流物による被害を避けるため、事業用太陽光発電設備の設置には、検討が必要である。
景観条例に定められた特に良好な景観を形成・保全する必要がある地区（重点地区、眺望景観保全地区等）	景観法（町景観条例）	景観条例に基づく景観計画において、良好な景観を形成・保全するための重点地区、主要な眺望点等の地域が定められている場合は、景観形成基準を遵守するとともに、重点地区等を定める背景となった自然環境、土地利用、歴史・文化などの地域の特性に配慮することが必要である。
風致地区	都市計画法	都市における風致を維持するために定める区域であり、自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るため、建築物等の建築、木竹の伐採等が規制されている。
埋蔵文化財包	文化財保護法	土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場

蔵地		合で、工事に先立ち記録保存のための発掘調査を実施する必要がある場合があるため。また埋蔵文化財包蔵地の状況によっては、保全措置が必要な場合もあるため。
----	--	--

(2) 事前協議

① 町との協議

ア 事業概要書の提出

事業者は太陽光発電事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出の前までに、町都市環境課に対し、計画している事業内容を記載した「事業概要書（様式第1号）」を提出すること。

提出後に記載内容に変更が生じた場合は、「事業内容変更届（様式第2号）」を提出すること。また、事業が中止となった場合には、その旨を速やかに連絡すること。

「事業概要書」には、設置予定場所、面積、事業者名、連絡先、発電設備概要、工事着工予定日、運転開始予定日等を記載すること。

また設置場所の概要が分かる図面（位置図、計画地及び周辺の現況図、配置図、設計図など）を添付すること。

イ 法令手続き、施工、維持管理等についての事前協議

事業の実施に当たり、以下の項目について町担当課と協議すること。

(ア) 関係法令等（条例、ガイドライン等を含む。）に基づく手続き

(イ) 文化財に関する事前照会及び協議

(ウ) 施工に当たって配慮すべき事項への対応

(エ) 適正な維持管理及び撤去・処分についての計画

ウ 地域住民との調整に関する協議

事業者は、地域住民との調整を実施するに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や説明会の開催、戸別訪問など具体的な対応方法について、協議すること。

また事業計画地が隣接市との境界付近である場合には、配慮すべき地域とし、説明会の開催、戸別訪問など具体的な対応方法について、協議すること。

② 地域住民等との調整

ア 丁寧な説明

上記「事業概要書（様式第1号）」の内容及び施工、維持管理、撤去・処分等の計画等について、地域住民に対し丁寧に説明し、理解を得た上で事業を進めること。

イ 説明の方法

地域住民への説明に当たっては、事前に町と協議した方法において、当該地域住民の代表者らの同意を得た上で、説明すること。また、説明会等を開催した場合には、議事録を作成するなど、記録を保存しておくこと。

ウ 要望への対応

地域住民から、計画に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、丁寧かつ誠意をもって対応し、可能な範囲で地域振興（例：災害時における地区公民館等への電力供給など）に寄与可能なよう配慮すること。

と。また、その結果を町に報告すること。なお、地元自治会、町内会等との太陽光発電設備の設置、運用、管理及び撤去に関する協定を締結した場合は、その写しを添付すること。

(3) 必要となる法令等の手続き

手続きが必要となる主な法令は以下のとおり。

名称	内容
建築基準法	架台下の空間を居住、執務、物品の保管等の屋内的用途に供するものは、建築確認申請や完了検査申請が必要となる。屋内的用途に供さないものは、申請は不要となる。
宅地造成等規制法（宅造法）	宅地造成工事規制区域内で、宅地造成工事を施工しようとするときは、事前に県知事の許可を受けなければならない。この法律が適用されるのは、宅地以外の土地を宅地にするため、又は宅地において行う土地の形質の変化（宅地を宅地以外の土地にするものを除く。）が生じる場合。
自然公園法	「国立公園」「国定公園」については、公園計画に基づき特別地域と普通地域に分類指定されている。 ① 特別地域：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、鉄塔の色彩変更などの行為は、環境大臣又は都道府県知事の許可が必要となる。 ② 普通地域：建物高さ13m又は延べ床面積1,000㎡、鉄塔高さ30mを超える工作物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は都道府県知事に届出を要す。なお、特別地域内において、1ha以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査が必要となる。
静岡県立自然公園条例	「県立自然公園」については、公園計画に基づき特別地域と普通地域に分類指定されている。 ① 特別地域：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、鉄塔の色彩変更などの行為は、県知事又は市町長の許可が必要となる。 ② 普通地域：建物高さ13m又は延べ床面積1,000㎡、鉄塔高さ30mを超える工作物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は、市町長に届出が必要となる。なお、特別地域内において、1ha以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要がある行為については、事前

	の環境影響調査が必要となる。
自然環境保全法	<p>環境大臣が定めた自然環境保全地域のうち特別地域内で次の行為を行う場合には環境大臣の許可が必要となる。</p> <p>ア 建築物その他の工作物の新築、改築、増築</p> <p>イ 宅地の造成、土地の開墾、その他土地の区画形質の変更</p> <p>ウ 鉱物の掘採、又は土砂の採取</p> <p>エ 水面の埋立て、又は干拓</p> <p>オ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼす行為</p> <p>カ 木竹の伐採</p>
静岡県自然環境保全条例	<p>「自然環境保全地域」については、保全計画に基づき特別地区、普通地区に分類指定されている。</p> <p>① 特別地区：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更などの行為は、県知事の許可を要す。</p> <p>② 普通地区：建物高さ10m又は延べ床面積200㎡、鉄塔高さ30mを超える工作物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は、県知事に届出が必要となる。なお、国指定の原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、並びに自然公園区域、その他の法令で定める区域以外の区域において、土地の形質変更を伴う行為で自然環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると知事が認める行為等については、自然環境の保全のために必要な事項を内容とする協定締結を求める場合がある。</p>
鳥獣保護法（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）	<p>鳥獣保護区特別保護地区内における、建築物その他の工作物の新・増・改築、水面の埋立、又は干拓、木竹の伐採などの行為は都道府県知事の許可が必要となる。</p>
種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）	<p>① 環境大臣が定めた生息地等保護区のうち管理地区内で次の行為を行う場合には環境大臣の許可が必要となる。</p> <p>ア 建築物の新築、改築、増築</p> <p>イ 宅地造成等の土地の形質の変更</p> <p>ウ 鉱物や土石の採取</p> <p>エ 水面の埋立、干拓</p> <p>オ 河川、湖沼等の水位・水量の増減</p> <p>カ 木竹の伐採</p> <p>② 環境大臣が定めた生息地等保護区のうち監視地区内で次の行為を行う場合には環境大臣への届出が必要となる。</p>

	<p>ア 建築物の新築、改築、増築</p> <p>イ 宅地造成等の土地の形質の変更</p> <p>ウ 鉱物や土石の採取</p> <p>エ 水面の埋立、干拓</p> <p>オ 河川、湖沼等の水位・水量の増減</p>
<p>廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）</p> <p>静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例</p>	<p>太陽光発電所の建設に伴って生じた産業廃棄物を排出事業者が事業用地外いで自ら保管する場合には保管場所の都道府県知事又は政令市長への届出が必要となる。</p>
<p>静岡県環境影響評価条例</p>	<p>太陽光発電所は以下のとおり、環境影響評価対象となる。</p> <p>① 第1種事業（環境影響評価必須） 敷地面積50ha以上又は、森林を伐採する区域20ha以上</p> <p>② 第2種事業（環境影響評価の必要性を個別判断） 敷地面積20ha以上50ha未満。ただし特定地域は敷地面積5ha以上</p>
<p>土壌汚染対策法</p>	<p>土地の形質の変更（掘削及び盛土）部分の合計面積が3,000㎡以上の場合、工事着手30日前までに届出が必要となる。ただし、以下の3点全てに該当する場合は届出する必要はない。</p> <p>① 土壌を敷地外に搬出しない</p> <p>② 土壌の飛散や流出が伴わない</p> <p>③ 掘削部分の最も深いところが50cm未満である。</p>
<p>工場立地法</p>	<p>売電を目的としたメガソーラー等の太陽光発電施設は水力発電、地熱発電と同様に、工場立地法第6条に規定する届出の対象から除外。</p> <p>ただし、工場立地法の届出に該当する特定工場において、敷地内に太陽光発電施設を設置する場合は、従来通り工場立地法第8条の変更の届出をしなければならない。</p>
<p>森林法</p>	<p>都道府県知事が定めた地域森林計画の対象民有林内で開発行為を行う場合、林地開発許可又は伐採届出（伐採及び伐採後の造林の届出）の手続きを行う必要がある。</p>
<p>農地法</p>	<p>大規模太陽光発電施設を農地等に設置する場合、農地転用（農地を農地でなくすこと）などの規制がある。</p> <p>ア 自分が所有する農地を転用する場合の制限</p> <p>イ 農地などを転用する目的で権利の設定又は移転を行う場合の制限</p> <p>ウ 農地等を転用しようとする場合、農地法による許可を受ける必要がある。ただし、集団的で優良な農地については、原則</p>

	<p>農地転用は認められない。</p> <p>なお、次の場合等は許可不要となる。</p> <p>エ 市街化区域の農地を予め農業委員会に届出て転用する場合</p> <p>オ 電気事業者が送電用、配電用の施設（電線の支持物及び開閉所に限る。）等の敷地に転用する場合</p>
農業振興地域の整備に関する法律	<p>農用地区域は、優良農地の確保と農業上の土地利用計画の明確化を目的とし、市町が指定した区域であることから、原則的に農地転用はできないこととなっている。</p> <p>農用地区域において、大規模太陽光発電システムを設置する場合には、市町の策定する農振整備計画（農用地利用計画）の変更により当該事業地を農用地区域から除外することにより可能となる。</p> <p>農用地区域からの除外は、農地転用許可見込みがあることを暫前提として、農振法第13条第2項に掲げる5要件（事業の必要性、土地の代替性、土地改良事業地にあつては、土地改良事業完了後8年を経過しているかなど）を市町が満たしていると判断した場合に限って行うことができるとされている。</p> <p>また、市町の農用地利用計画変更手続きには、変更後の計画案に対する県の同意手続きもある。</p> <p>なお、農用地区域からの除外にあつては、市町が定める期間中に農地所有者が当該市町に申し出る必要がある。</p>
道路法	<p>事業用地への通路設置等の道路工事を行う場合には道路管理者の承認が必要となる。</p>
地すべり等防止法	<p>地すべり防止区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要です。</p> <p>ア 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）</p> <p>イ 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水の浸透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く）</p> <p>ウ のり切又は切土で政令で定めるもの</p> <p>エ ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良</p> <p>オ その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの</p>
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	<p>急傾斜地崩壊危険区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要である。</p> <p>ア 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長</p>

<p>(急傾斜地災害防止法)</p>	<p>する行為</p> <p>イ ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造</p> <p>ウ のり切、切土、掘さく又は盛土</p> <p>エ 立木竹の伐採</p> <p>オ 木竹の滑下又は地引による搬出</p> <p>カ 土石の採取又は集積</p> <p>キ その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの</p>
<p>砂防法</p>	<p>砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要である。</p> <p>ア 施設又は工作物の新築・改築・移転又は除去</p> <p>イ 竹木の伐採又は滑り出しもしくは地引きによる運搬</p> <p>ウ 土地の掘削・開墾・盛土・その他の土地の形状を変更する行為</p> <p>エ 土砂又は瓦礫の採取、集積又は投棄</p> <p>オ 鉱物の採掘、集積又は投棄</p> <p>カ 芝草の掘取り</p> <p>キ その他、砂防指定地を阻害し、又は土石流を助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの</p>
<p>土砂災害防止法</p>	<p>土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域内において、次に掲げる行為を使用とする場合は知事の許可が必要である。</p> <p>ア 特定開発行為(自己用以外の住宅・災害時用援護者関連施設等)を行う場合</p>
<p>河川法</p>	<p>河川管理者が指定した河川区域内で土地を占用(第24条)、工作物の新築・改築・除去(第26条第1項)、土地の掘削・盛土等の形状変更(第27条第1項)をする場合には河川管理者の許可が必要となる。</p> <p>また河川管理者が指定した河川保全区域内で土地の掘削・盛土等の形状変更、工作物の新築・改築をする場合には河川管理者の許可が必要となる。</p>
<p>海岸法</p>	<p>都道府県知事が指定した海岸保全区域内で工作物を設置して土地を占用(第7条)、土地の掘削、盛土・切土等の一定行為(第8条)をする場合には都道府県知事の許可が必要となる。</p>
<p>港湾法</p>	<p>都道府県知事が指定した港湾区域内で土地を占用又は港湾隣接地域内で一定の工事(構築物の建設)を行う場合には都道府県知事の許可が必要となる。</p>
<p>景観法</p>	<p>景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、景観計画を策定し、良好な景観に関する基本的な方針や行為の制限に関する</p>

	<p>事項等を定め、建築物等の形態、色彩等の規制誘導を行う。</p>
国土利用計画法	<p>一定規模以上の土地売買等の契約をしたときは、権利取得者は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的（メガソーラーの建設）等を記入した土地売買等届出書に必要な書類を添付して契約を結んだ日を含めて2週間以内に知事又は政令市の長に届け出なければならない。</p> <p>届出が必要な土地売買等の契約は、市街化区域が2,000㎡以上、市街化調整区域・非線引きの都市計画区域が5,000㎡以上、都市計画区域外が10,000㎡以上の契約である。</p> <p>土地売買等には、交換、地上権・賃借権の設定・譲渡を含むが、使用貸借権や権利金・一時金が支払われない賃借権（例えば、月極又は年極の地代のみを支払う契約である場合）の設定・譲渡は含まない。</p> <p>届出を受けた知事又は市長は、利用目的について審査を行い、メガソーラーの建設が、土地利用基本計画などの公表された土地利用に関する計画に適合しない場合は、利用目的の変更を勧告することがある。また、適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言をすることがある。</p>
都市計画法	<p>開発行為、すなわち主として建築物の建築の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う場合には、都市計画法に規定されている適用除外の場合を除き、あらかじめ開発許可を受けなければならない。</p>
吉田町土地利用事業の適正化に関する指導要綱	<p>敷地面積1,000㎡以上の土地の区画形質の変更を行う場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならない（建築物の建築を行わない場合も町長の承認が必要）。</p>
静岡県土採取等規制条例	<p>土の採取等（切土その他の土地の掘削、埋土又は盛土）に伴う災害の防止及び跡地の緑化等を図るため、土の採取等を行おうとする者は、静岡県土採取等規制条例及び同規則に規定する適用除外の場合を除き、あらかじめ開発許可を受けなければならない。</p>
文化財保護法 静岡県文化財保護条例 吉田町文化財保護条例	<p>古墳・城跡等の遺跡、庭園・海浜等の名勝地、動物・植物・地質鉱物等で歴史的・学術的に価値が高いものは、文化財保護法又は各地方公共団体の条例により、史跡名勝天然記念物に指定されている。</p> <p>やむを得ず建築・土木工事等により現状を変更する場合又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、事前に文化庁長官又は県・市町の教育委員会への許可申請が必要である。工事内容や場所により許可されない場合があるので、計画段階で事業予定地の町文化財所管課等への確認すること。</p>

	<p>埋蔵文化財とは、地中に埋もれている文化財のことであり、それを包蔵している土地のことを埋蔵文化財包蔵地（遺跡）と呼んでいる。文化財保護法では周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内で建築・土木工事等を行う場合の事前届出等の手続き及び工事中に遺跡を発見した場合の届出等の手続きを定めている。</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地の状況及び工事内容によっては、記録保存のための本発掘調査が必要となる場合があるため、工事計画段階から事業予定地の町文化財所管課に情報提供すること。</p>
--	---

7 設計・施工

(1) 土地開発の設計

① 関係法令及び条例の遵守

上記「6（3）必要となる法令等の手続き」を参考に、設置を計画している土地に対し、規制されている法令等を把握し、必要な手続きを行うこと。各法令等に関する担当窓口は後述の「窓口一覧表」を参考とすること。

② 防災・安全面の配慮

設置を計画している土地の地盤等については、文献調査や現地調査などの事前調査を入念に行い、下記及び吉田町土地利用事業の適正化に関する指導要綱の基準に基づいて対策を講じ、防災・安全面に配慮すること。

ア 軟弱地盤への対応

不同沈下が生じないように、地盤改良、擁壁の設置などの措置を講じること。

イ 盛土・切土面の保護

擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水などで法面の保護対策を講じること。

ウ がけ崩れ・土砂流出対策

開発区域内の地下水を排出する排水施設や擁壁などを適切に設置すること。

エ がけ地対策

がけ地の近隣に設置する場合、がけ肩からの離隔、がけ肩沿い排水などでがけ地の崩落対策を講じること。

オ 湧き水対策

地下排水管を設置するなど適切な措置を講じること。

カ 雨水・排水対策

集中豪雨等の降雨量等から想定される雨水が有効に排水可能な対策（排水路改修、調整池等の設置等）を講じること。

③ 環境への配慮

ア 生活用水等への配慮

地下浸透水や湧水を上水など生活に利用している地域では、水質の悪化や水量の低下を生じないように措置を講じること。また、土砂の流出等により水源の水質が悪化しないよう対策も講じること。

イ 動植物の保護

重要種の生育・生息が確認される場合には、その生育群における開発の回避や必要に応じた移植など実施すること。

④ 景観への配慮

ア 目隠し等の措置

近隣に居住地や観光施設等が存在する場合には、通行者、車両等か

- ら直接見えないよう、フェンスや植栽等により対策を講じること。
- イ 景観と調和するパネル色彩の選択
周囲と調和した可能な限り目立たない色彩とすること。
 - ウ 山並みや眺望等への対策
尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合には、周辺の景観と調和するよう配慮すること。
- (2) 発電設備の設計
- ① 適切な設計委託
設計を委託する場合、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、設計委託先に対して適切な設計の実施を求めるとともに、その結果の確認を確実に行うこと。
 - ② 安全等に配慮した設計
電気事業法の規程に基づく技術基準適合義務を遵守し、感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は物件に損傷を与えるおそれがないよう、電技省令及び電技解釈と同等又はそれ以上の安全を確保した発電設備の設計を行うこと。また防災、環境保全、景観保全、消防活動を考慮し、さらに保守点検及び維持管理の際に必要な作業を考慮した設計を行うよう努めること。
 - ③ 基準等に基づいた設計の実施
太陽光発電に関する電技省令及び電技解釈に対する具体的な仕様については、日本工業規格（JIS規格）において定められているものが多いため、これらを参考にし設計すること。また民間が作成したガイドラインや解説書も参考にし、設計するよう努めること。設計したものがJIS規格や「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン（2017年版）」に適合しているか否かについて、第三者（当該事業者から設計委託を受けていない設計会社、業界団体及び建設コンサルタントなど）による設計照査などを行い、適合の確認を受けるよう努めること。
- (3) 施工
- ① 安全等に配慮した適切な施工
 - ア 法令等の遵守
関係法令及び条例の規程に従い、施工を行うこと。施工を委託する場合には、必要な資格を有する者が施行を行うとともに、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、施工委託先に対して、関係法令及び条例を遵守した適切な施工を求めるとともに、施工状況及びその結果の確認を行うこと。
 - イ 工事の際の安全の確保
工事車両の通行や施工に当たっての安全を確保し、地元関係者から更なる安全確保についての要請があった場合は、誠意をもって対応すること。また、工事中の土砂流出及び粉じん対策として、必要に応じて、素掘り側溝・小堤、排水処理施設、防じんネットの設置等を行う

こと。

ウ 適切な廃棄物処理

設置工事に伴う資材や廃棄物等を周辺に影響がないよう、関係法令や条例、町の指導等に従い適切に処理するよう努めること。施工を委託する場合、施工委託先に対して、適切に処理されていることを確認するよう努めること。廃棄物が残置されている場合、施工委託先に対して、適切に処理が行われるよう指導するよう努めること。

エ 標識の表示

出力20kW以上の太陽光発電事業者は、土地開発・造成後、発電設備の外部から見えやすい場所に、事業計画における各項目について記載した標識を速やかに掲示すること。

② 周辺環境への配慮

ア 騒音対策

工事期間中の大型車両の通行や工事等に伴う騒音や振動について、適切な対策を講じること。

イ 濁水対策

工事により水源の水質が悪化しないよう対策を講じること。

ウ 関係者以外の立入防止措置

外部から容易に発電設備に触れることができないよう、発電設備と柵塀等との距離を空けた上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。柵塀等については、第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。また、出入口に施錠等を行うとともに、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講ずること。

エ 緩衝帯の設置

パワーコンディショナー等からの騒音や振動の影響を緩和するため緑地その他の緩衝帯を設けること。

オ パネルの反射光対策

事前に地域住民の理解を得るとともに、必要に応じて、パネルを低反射タイプにする、傾きを調整するなどの対策を講じること。

③ 工事に関する進捗報告

ア 工事着手に関する届出

工事を着手しようとする30日前までに「工事着手届（参考様式第2号）」を提出すること。なお、提出においては、工事着手に必要な許認可証の写しも添付すること。

イ 工事完了に関する届出

工事が完了した場合には完了後30日以内に「工事完了届（参考様式第3号）」を提出すること。

8 維持管理

(1) 保守点検及び維持管理に係る実施計画の策定及び体制の構築

保守点検及び維持管理計画の策定、体制の構築に当たっては、民間団体が定めるガイドライン等を参考にし、当該ガイドライン等で示す内容と同等又はそれ以上の内容により、事業実施体制を構築するよう努めること。また、保守点検及び維持管理計画を事業実施期間にわたって保管すること。

(2) 保安規定等に基づく点検

出力50kW以上の自家用電気工作物の太陽光発電設備の運用に当たっては、電気事業法に基づき届け出た保安規程の内容を遵守すること。

(3) 適切な管理

① 結果の記録・保管

実施計画どおり保守点検及び維持管理を行うとともに、結果について記録、保管すること。また、定期的に発電量を計測し、記録するよう努めること。

② 地域住民への配慮

当該事業に関し、地域住民と協定書等により合意した事項がある場合には、その内容を遵守すること。

③ 周辺環境への配慮

事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないよう管理するよう努めること。特に除草剤などを散布する場合、事前に散布の日時等について、町、地域住民への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。

(4) 維持管理に関する進捗報告

① 運転開始に関する届出

運転を開始しようとする30日前までに「運転開始届（様式第3号）」を提出すること。また関連法令の検査済証（完了届）の写しを添付すること。

② 稼働状況に関する届出

事業年度に係る1年間の稼働状況について、翌年度の4月末までに「稼働状況報告書（様式第4号）」により報告すること。

(5) 非常時の対処

発電設備の事故発生、運転停止、発電電力量の低下などの事態が発生した時の対応方針を関係者間で事前に定め、発生時に関係者との連携が円滑に実施可能な体制を構築すること。

落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、直ちに発電（運転）状況を確認した上で可能な限り速やかに現地を確認し、発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認すること。

発電設備の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、町及び地域住民へ速やかにその旨を連絡し、ま

た、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講じること。

被害が発生し、損害賠償責任を負うこととなった場合は、適切かつ誠実な対応を行うこと。

9 撤去・処分

(1) 法令等に基づく適正な撤去・処分

事業を終了した発電設備について、撤去までの期間、建築基準法等の規定に適合するよう適切に維持管理すること。また、発電設備の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行うこと。また、環境省「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を参照するよう努めること。

(2) 適切な撤去・処分の推進

① 太陽光発電事業終了届

当該太陽光発電事業を終了した場合は、終了後30日以内に「太陽光発電事業終了届（様式第5号）」を提出すること。

② 太陽光発電設備撤去完了届

当該太陽光発電設備を撤去した場合には、撤去後30日以内に「太陽光発電設備撤去完了届（様式第6号）」を提出すること。

(3) 処分費用の積立

事業終了後に適切な撤去及び処分を行うため、その開始時期と終了時期、想定積立金額と毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定すること。また「稼働状況報告書（様式第4号）」により、毎年度末時点の積立状況を報告すること。

(4) 地域住民との合意事項

事業終了後の設備の撤去など自治体や地域住民と合意した事項がある場合は、当該合意事項に従い責任をもって対応すること。

10 その他

(1) 本ガイドラインの適用時期

本ガイドラインは、原則として、令和元年9月1日の本ガイドライン策定後に太陽光発電事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出を行う事業者に適用する。

1 1 その他

(1) 関係法令等・窓口一覧（平成30年4月23日現在）

No.	関係法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口
1	建築基準法	架台下の空間を居住、執務、物品の保管等の屋内的用途に供するものは、建築確認申請や完了検査申請が必要となる。屋内的用途に供さないものは、申請は不要となる。	申請	くらし・環境部 建築安全推進課 建築確認検査室 (TEL 054-221-3075)	同左 ※ 提出先は町又は民間確認検査機関
2	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内で、宅地造成工事を施工しようとするときは、事前に県知事の許可を受けなければならない。この法律が適用されるのは、宅地以外の土地を宅地にするため、又は宅地において行う土地の形質の変更（宅地を宅地以外の土地にするものを除く。）が生じる。	許可	くらし・環境部 建築安全推進課 (TEL 054-221-3292)	同左 ※ 本町では該当しない。
3	自然公園法	「国立公園」、国立公園については、講演計画に基づき特別地域と普通地域とに分類指定されている。 ① 特別地域：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、鉄塔の色彩変更などの行為は、環境大臣又は県知事の許可	事前協議 ①申請、許可 ②届出	くらし・環境部 自然保護課 (TEL 054-221-2545)	同左 ※ 本町では該当しない。

		<p>を要す。</p> <p>② 普通地域：高さ13m又は延床面積1,000㎡を超える建築物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は県知事に届出を要す。なお、特別地域内において、1ha以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査を要す。</p> <p>※ 県ホームページ内自然保護課のページで、規制のかかる地域が分かる地図を閲覧できます。</p>			
4	静岡県立自然公園条例	<p>「県立自然公園」については、公園計画に基づき特別地域と普通地域に分類指定されている。</p> <p>① 特別地域：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、鉄塔の色彩変更などの行為は、県知事又は町長の許可を要す。</p> <p>② 普通地域：高さ</p>	<p>事前協議</p> <p>①申請・許可</p> <p>②届出</p>	<p>くらし・環境部</p> <p>自然保護課</p> <p>(TEL 054-221-2545)</p>	<p>自然保護課又は町産業課</p>

		<p>1.3m 又は延床面積1,000㎡を超える建築物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は町長に届出を要す。なお、特別地域内において、1ha以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査を要す。</p> <p>※ 県ホームページ内自然保護課のページで、規制のかかる地域が分かる地図を閲覧できます。</p>			
5	静岡県自然環境保全条例	<p>「自然環境保全地域」については、保全計画に基づき特別地区、普通地区に分類指定されている。</p> <p>① 特別地域：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更などの行為は、県知事の許可を要す。</p> <p>② 普通地域：高さ1.3m 又は延床面積1,000㎡を超える建築物の新・増・改築、土地の形</p>	<p>事前協議</p> <p>①申請、許可</p> <p>②届出</p>	<p>くらし・環境部</p> <p>自然保護課</p> <p>(TEL 054-221-3498)</p>	<p>※ 本町は該当しない。</p>

		<p>状変更等を行う場合は、県知事に届出を要す。なお、国指定の原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、並びに自然公園区域、その他の法令で定める区域以外の区域において、土地の形質変更を伴う行為で自然環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると知事が認める行為等については、自然環境の保全のために必要な事項を内容とする協定締結を求める場合がある。</p> <p>※ 県ホームページ内自然保護課のページで、規制のかかる地域が分かる地図を閲覧できます。</p>			
6	吉田町土地利用事業の適正化に関する指導要綱	<p>敷地面積1,000㎡以上の土地の区画形質の変更を行うときは、事前に町長の承認を得なければならない。</p>	申請	—	町都市環境課 (TEL 0548-33-2161)

(3) 届出様式

届出様式については、次のとおり。

様式第1号（6（2）①ア関係）

事業概要書

年 月 日

吉田町長 様

所在地
申請者 商号又は名称
代表者 印

吉田町太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン「6（2）①ア」に基づき、事業概要書を提出します。

記

（事業概要）

発電所名称		
設置予定場所（所在地）		
事業予定地の敷地面積（㎡）		
発電事業者	商号又は名称	
	所在地	
	代表者	
	担当者（連絡先）	
発電設備概要※		
工事着工予定日		
運転開始予定日		
特記事項		

※ 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 計画地及び周辺の現況図
- (3) 配置図
- (4) 設計図
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（6（2）①ア関係）

事業内容変更届

年 月 日

吉田町長 様

所在地
申請者 商号又は名称
代表者 印

吉田町太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン「6（2）①ア」に基づき、事業内容変更届を提出します。

発電所名称	
設置予定場所（所在地）	

（変更内容※）

項目	変更前	変更後

※変更の内容が分かる資料を添付すること。

様式第3号（8（4）関係）

運転開始届

年 月 日

吉田町長 様

所在地
申請者 商号又は名称
代表者

印

吉田町太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン「8（4）」に基づき、運転開始届を提出します。

記

発電所名称		
設置場所（所在地）		
事業地の敷地面積（㎡）		
発電事業者	商号又は名称	
	所在地	
	代表者	
	担当者（連絡先）	
発電設備概要※		
運転開始予定日		
特記事項		

※ 関連法令の検査済証（完了届）の写しを添付すること。

様式第4号（8（4）関係）

稼働状況報告書

年 月 日

吉田町長

様

所在地

申請者 商号又は名称

代表者

印

吉田町太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン「8（4）」に基づく、稼働状況報告書を提出します。

記

1 発電所概要

発電所名称	
設置場所（所在地）	

2 報告対象期間 ○○年4月1日から○○年3月31日まで

3 稼働状況（発電実績等）

月	発電量（kW）	特記事項
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
計		

4 処分費用の積立状況

円	○○年3月31日現在
（処分費用に対する積立率： %）	

様式第5号（9（2）関係）

太陽光発電事業終了届

年 月 日

吉田町長 様

所在地
申請者 商号又は名称
代表者 印

吉田町太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン「9（2）」に基づく、太陽光発電事業終了届を提出します。

記

発電所名称		
設置場所（所在地）		
事業地の敷地面積（㎡）		
発電事業者	商号又は名称	
	所在地	
	代表者	
	担当者（連絡先）	
発電設備概要※		
終了日		
特記事項		

様式第6号（9（2）関係）

太陽光発電設備撤去完了届

年 月 日

吉田町長

様

所在地
申請者 商号又は名称
代表者

印

吉田町太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン「9（2）」に基づく、太陽光発電設備撤去完了届を提出します。

記

発電所名称		
設置場所（所在地）		
事業地の敷地面積（㎡）		
発電事業者	商号又は名称	
	所在地	
	代表者	
	担当者（連絡先）	
発電設備概要※		
撤去完了日		
特記事項		

(参考様式第1号)

地域住民への説明会等実施結果報告書

年 月 日

吉田町長 様

所在地
申請者 商号又は名称
代表者 印

吉田町太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン「〇〇」に基づく、
地域住民への説明会等実施結果報告書を提出します。

記

発電所名称	
設置場所（所在地）	
実施日時	
実施場所	
説明者	
参加者	参加者数（ ）人/説明対象者数（ ）人
参加者からの主な意見	
上記意見に対する対応方針	

(参考様式第2号)

工事着手届

年 月 日

吉田町長 様

所在地
申請者 商号又は名称
代表者 印

吉田町太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン「〇〇」に基づく、
工事着手届を提出します。

記

発電所名称		
設置場所（所在地）		
工事着手日		
工事完了予定日		
工事施工者	所在地	
	名称	
	代表者	
	担当連絡先	

(参考様式第3号)

工事完了届

年 月 日

吉田町長 様

所在地
申請者 商号又は名称
代表者 印

吉田町太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン「〇〇」に基づく、
工事完了届を提出します。

記

発電所名称		
設置場所（所在地）		
工事着手日		
工事完了日		
工事施工者	所在地	
	名称	
	代表者	
	担当連絡先	